

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の申請等について

このことについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 支給対象者の区分

- (1) 公務員の方等、対象児童を養育しているが、本市から令和3年9月分の児童手当を受給していない方
- (2) 対象児童のうち高校生相当の児童(平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童)のみを養育している方
- (3) 令和3年10月1日から令和4年3月31日までの間に出生した児童を養育している方

2 申請等

- (1) 上記1の(1)及び(2)に該当する方
申請書等を令和3年12月24日(金曜日)頃に送付します。
- (2) 上記1の(3)に該当する方
令和3年12月21日(火曜日)以降、子ども青少年課の窓口で乳幼児医療費助成の申請等をされる方については、その際に申請書等をお渡しします。
その他の方については、申請書等を令和3年12月24日(金曜日)頃に送付します。

3 支給予定日等

申請受付後、順次、児童の監護や所得の状況に係る審査等を行い、交付決定通知の送付後、指定の口座へ振り込みます。